



—— 主な内容 ——

2 山形県農業委員会大会

3~5 農業委員会からのお知らせ

2 市議会議員との農業振興懇談会

6 頑張る若手農業者

令和4年度山形県農業委員会大会

令和4年11月18日、南陽市文化会館シエルトーナショナルホールにおいて、令和4年度山形県農業委員会大会が開催されました。

はじめに農林水産大臣賞の表彰があり、米沢市農業委員会及び米沢市農業委員会会長の伊藤精司氏が表彰されました。続いて農業会議会長表彰で、飯豊町農業委員会会長の阿部数幸氏が表彰されました。両名の長年における農業委員活動の御尽力に感謝の拍手がホールに響き渡りました。

大会に入り、一般社団法人全国農業会議所事務局長稲垣照氏より情勢報告「農業委員会組織をめぐる情勢と課題として」がありました。3年目を迎えたコロナ禍やウクライナ危機の影響についての対策と基本法の検証・見直しの説明があり、輸入に依存する農政の弱点が顕在化している状況を再認識しました。その後、持続可能な農業・農村の推進を軸とした要請決議の3つの議案が満場一致で決議されました。

ここ数年、「食糧安全保障」という言葉が政治家の方々やメディア関連、農政見識者から頻繁に飛び交う世の中になってきました。日々の生活において、生命の根源となる食料を生産することのできる農業を守らなければなりません。我々農業委員会は、現場の最前線に立ち「人・農地プラン」と「地区計画」の円滑な対応が求められます。課題が山積みの農業ですが、やる気のある新規就農者も年々増えつつあります。地域に根差した農業者とのコミュニケーションを活発にしながら、農業委員としての活動を行っていきたいと思います。

(農業委員 武田仁)

市議会議員との農業振興懇談会

令和4年11月10日、天童市農業委員及び農地利用最適化推進委員25名と市議会経済建設常任委員会7名で、令和4年度天童市農業振興懇談会を開催しました。

令和4年10月26日に農業委員会より天童市長に提出した「令和5年度に向けた天童市農林業施策に関する意見書」の内容について、農業委員会から説明し、意見交換を行いました。

意見書には、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)と農業振興(農道の舗装及び除雪、鳥獣被害対策、農業機械の購入費用の助成、農業生産資材の価格高騰対策、農業委員会事務局体制)の提案内容がまとめられています。

懇談会では各項目に様々な意見が出されました。毎年被害が拡大する鳥獣被害の現状や、農地リニューアル支援推進事業の補助基準単価を増額することによる、遊休農地発生防止の強化についてなどが話し合われました。また農道の除雪については原則は一回となっておりますが、豪雪時には果樹の枝折れやハウス等の施設の被害状況を確認する必要があるため、積雪の状況で複数回の除雪を行えるように、予算を確保していただきたいとの意見も出されました。

市議会議員の皆様からは農業振興について真摯に受け止めていただき、貴重な助言をいただきましたことに感謝しております。

この度の意見交換は農業振興のために議員の方々との大変重要な場だったと思っております。

(農業委員 五十嵐晋)



天童市農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

共通事項

任 期	令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）
募集期間	令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで
応募資格	天童市内に住所を有し、令和5年7月20日現在で満18歳以上の者。ただし、次の者を除きます。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
応募方法	自薦又は他薦を問いません。他薦の場合は、天童市に住所を有する3名以上の推薦者が必要です（団体又は組織推薦の場合は、代表者のみで可）。
応募用紙	市経済部農林課及び農業委員会事務局、各市立公民館、天童市農協本所及び各支所に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

農業委員

定 数	19名
主な業務	・毎月の農業委員会総会へ出席します。必要に応じて事前に現地確認を行い、農地法等に基づく届出や申請を審議し、承認又は許可を決定します。 ・農地等の利用の最適化に取組みます（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）。
報 酬	・月額基本給 39,000円 ・年額成果給 市長が規則で定める額（実績に応じて年度末に支給）
応募資格	農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。
選任方法	応募いただいた者の中から候補者を選任し、市議会の同意を得て市長が任命します。

農地利用最適化推進委員

定 数	8名
担当地区及び定数	・天童地区：1名 ・成生地区：1名 ・蔵増地区：1名 ・寺津地区：1名 ・津山地区：1名 ・山口地区：1名 ・高掬地区：1名 ・干布・荒谷地区：1名
主な業務	・担当地区において農地等の利用の最適化に取組みます（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）。 ・必要に応じて総会等に出席します。
報 酬	・月額基本給 27,500円 ・年額成果給 市長が規則で定める額（実績に応じて年度末に支給）
応募資格	農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者。
選任方法	応募いただいた者の中から候補者を選任し、市農業委員会が委嘱します。



提出先・問合せ先

市経済部農林課又は農業委員会事務局
(市役所2階)

〒994-8510

天童市老野森一丁目1番1号

☎ 023-654-1111

市経済部農林課 内線215

農業委員会事務局 内線232

農地法の下限面積の撤廃について

農地法の一部が改正され、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、農地の権利取得に係る下限面積要件が撤廃され、令和5年4月1日から施行されます。

本市農業委員会では、令和3年6月、農地の権利取得に係る下限面積を30aと定めました。これも撤廃となります。

なお、農地の権利取得に係るその他の要件（農地全ての効率的な利用、必要な農作業への常時従事、周辺地域における農業上の効率的・総合的な利用の確保）は引き続き継続されますので、ご注意ください。

【法務局からのお知らせ】 ～相続登記の申請が義務化されます～

「相続登記申請の義務化」が、令和6年4月1日に施行されます。

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

相続登記は、所有者であることを公示する非常に重要な書類です。現在、相続登記未了の不動産をお持ちの方は、早めに相続登記の申請をお願いします。

相続登記を委任する場合は、お近くの司法書士又は山形県司法書士会にお問合わせください。ご自身で登記申請をする場合の手続き案内については、お近くの法務局で予約制の電話対応となります。

制度の内容、申請に必要な書類等、詳しくは法務省又は法務局のホームページをご覧ください。

相続登記の専門家に相談したい場合は 山形県司法書士会 へ

TEL 0120-13-7832 (相続登記センター)

お問い合わせはお近くの法務局へ

山形地方法務局 023-625-1321 (代表)

寒河江支局 0237-86-3258 新庄支局 0233-22-7528

米沢支局 0238-22-2148 鶴岡支局 0235-22-1003

酒田支局 0234-25-2221

村山出張所 (自筆証書遺言書保管制度は取り扱っておりません。) 0237-53-2812

ストップ違反転用！



○農地転用とは

「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。

例：住宅地、工場用地、駐車場、資材置場、一時的な残土置場など

○違反転用行為とは

- ・許可を受けずに農地を転用すること
- ・許可を受けずに農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
- ・転用許可に付した条件に違反すること
- ・違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと
- ・虚偽等の不正な手段による許可を受けること

○違反転用行為を行うと

許可なく転用行為をした場合は、農地法に違反することとなり、原状回復命令や罰則の適用があります。

- ① 工事その他の行為の停止等を書面では正勧告
↓勧告に従わない場合
- ② 原状回復命令・許可の取り消し等（農地法第51条第1項）
- ③ 行政代執行（農地法第51条第3項）

罰則 3年以下の懲役又は300万円（法人の場合1億円）以下の罰金（農地法第64条・第67条）

○農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途等によって、許可の要件が異なります。

あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

全国農業新聞を購読しましょう！

全国農業新聞は農業者の公的代表的機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 購読料 月額700円（税込）
 - 発行所 全国農業会議所
 - 発行 毎週金曜日
 - 申込み 天童市農業委員会事務局（市役所2階）
- ☎65411111 内線233



農業者年金に加入しませんか。

「老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心」

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です
- 一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助
- 加入で大きな節税効果！保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には「国民年金の第1号被保険者であること」「年間60日以上農業に従事していること」「20歳以上60歳未満であること」の3つの要件を満たしている必要があります。

詳しくは農業者年金基金のホームページをご覧ください。

<http://www.nounen.go.jp>

頑張る若手農業者

山口 耕補 さん (津山地区)



— 就農したきっかけは？

高校卒業後に専門学校に進学しましたが、就職難の時代には薄給・長時間労働の職場しか見つからずにいました。二十歳で何もせずに家にいるわけにもいかず、両親が専業農家であったため、手伝うという形から農業に携わることになりました。そこから十数年、そのまま続けて今に至っています。

— 現在の経営内容は？

30haほどの水稻を栽培しています。そのほか啓翁桜、ストック、野菜などを少々作っています。

～ 農業をやってみて思うこと～

基本となる知識を学んでから農業を始めたわけではないので、自分の知識量が足りないと感じる部分は多々あります。収穫物の品質を安定させるのが難しく、天候にも非常に左右されるので、毎年満足のいく品質で作れているわけではありません。そうした中でもより良い品質のものを安定して作れるように努力していきたいと思っています。

現在、後継者不足が深刻化している中で、自分にも任せられた圃場が市内全域に広がってきています。一部の地域に集約できれば多くの労力を削減できるのですが、現実問題そう簡単にはいきません。耕作放棄地の発生を防止するためにも、微力ながら貢献できればと考えているところです。

これからも栽培・収穫を楽しみながら、暑さ・寒さに負けないように農業を続けていきたいと思っています。

農業委員会活動報告

令和5年2月10日、市農業協同組合 営農経済委員との農業振興懇談会が開催されました。

懇談会では、昨年10月に市農業委員会 が市長へ提出した意見書について意見交換を行いました。



編集後記

食品ロスをなくそう。最近、地産地消や国産など、食料に関する話題を多く耳にします。しかし、農業に携わる方々や農地が少なくなっているのが現状だと思っています。自然災害や遊休農地も年々増えてきております。「食」や「農地」の大切さをもう一度考えてみましょう。

(那須桂子委員)

広報編集委員会

	委員長	今野 滋
	職務代理者	梅津 節子
〃	委員	山野 真子
〃	委員	吉田 英利
〃	委員	那須 桂子